

●香川県告示第79号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年2月22日

香川県知事 真鍋武紀

土砂災害特別警戒区域			
所在地	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
東かがわ市五名	上日下川（7-10-II）	土石流	次の図のとおり
〃	北日下川（7-13-I-2）	〃	〃
さぬき市大川町田面	八町川①（10-51-I）	〃	〃
〃	森行川②（10-54-I）	〃	〃
〃	森行西川（10-55-I）	〃	〃
〃	森行大谷川（10-56-I）	〃	〃
〃	通谷川（10-23-II）	〃	〃

（「次の図のとおり」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県長尾土木事務所、東かがわ市事業部建設課及びさぬき市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。）